

議会基本条例評価シート 【概要版】

※1 「評価項目」

議会は「市民福祉を増進」することを目的としているが、その手段として、A「執行機関の監視機能」と、B「政策立案機能」があり、またC「情報公開」とD「わかりやすい議会運営」を進めることで、A Bの項目がより充実するものとして、各条文をできる限り分類した

※2 「点数」

取り組みの進捗状況を6段階で評価。5点(100%)、4点(75%)、3点(50%)、2点(25%)、1点(着手した段階)、0点(実施していない)

条 文		議会基本条例施行(26.4.1)から平成29年度(12月末)までの取り組み		評 価 点			
		具体的な取り組み状況及び成果		評価項目 ※1	点数 ※2	内部評価結果の理由	有識者
第1条	目的	この条例は、二元代表制の下、合議制の意思決定機関である議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。					
	議会の活動原則	1 議会は、合議制の意思決定機関としての議決責任を認識し、その役割を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。					
第2条	(1) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について監視すること。	ア. 執行機関への質問回数(本会のみ、委員会を除く) ※回数→何人質問したかとしてカウント。 ◇26年度 91回、◇27年度 110回、◇28年度 106回、◇29年度 74回 イ. 議案とはならない諸般の報告への質問回数(本会議) 【特色】本市独自の取り組みとして、一項目につき一人20分以内3回までの質問が認められている。 ◇26年度 8回、◇27年度 5回、◇28年度 4回、◇29年度 8回 【内訳】◇26年度8人 ◇27年度5人 ◇28年度4人 ◇29年度8人 ウ. 一部事務組合議会議員による組合議会報告(八王子市議会決定事項) 【内容】本市議会を代表して選出された議員から報告を受け、情報を共有することを目的とする。 【対象】①東京都十一市競輪事業組合議会、②東京都六市競艇事業組合議会、 ③南多摩斎場組合議会、④東京たま広域資源循環組合議会、 ⑤多摩ニュータウン環境組合議会、⑥東京都後期高齢者医療広域連合議会		A政策等の監視と評価	4	会議における質疑・質問に加え、本市議会の特徴として、議案にならない諸般の報告についても、本会議で質問できる仕組みがあることで、事務の執行について監視できている。 しかし、すべての事務執行を監視できているわけではないと考えられる。	4
	(2) 市民の多様な意見を把握し、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。	ア. 意見書(議員提出議案)の提案回数と採決結果 ◇26年度 14回(9〇、5×) ◇27年度 16回(8〇、8×) ◇28年度 17回(9〇、8×) ◇29年度 5回(2〇、3×) イ. 提言、決議等の回数 ◇26年度 1回 ◇27年度 2回 ◇28年度 2回 ◇29年度 0回 【内訳】 ◇26年度 「降雪対応に関する要望書」(会派代表者会・災害対策議会本部長名) ◇27年度 「2020年東京オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議」「市内の交通環境の改善に向けた取組みの充実に関する要望書」(交通対策特別委員会) ◇28年度 「市民の年齢とライフプランに応じた切れ目のない支援に向けた提言書」(人口減少・高齢社会対策特別委員会) 「議会中における保育に関する要望書」(会派代表者会) ウ. 一般質問による政策提言の回数 ◇26年度 71人 ◇27年度 91人 ◇28年度 87人 ◇29年度 62人 【特色】(1)一人当たりの持ち時間が相対的に長く、回数などの制約が少ないため、多くの提案ができる。 (2)会期につき一人60分(答弁含む)の一般質問が通告制で認められている。 (3)会議日程に制約のある第1回定例会のみ、4年間で1回ずつ(一人33分)の一般質問ができる。		B市民意見の反映と政策立案	3	議員からの提案により、市長部局で条例案を作成し、それを議決することで制定された条例はある。 しかし、条文の文案作成から議員が担い、議案として提案されるまで至ったものが非常に少ない(政治倫理条例、議会基本条例のみ)。	3.3
	(3) 積極的な情報公開を行い、市民に分かりやすく開かれた議会運営を目指すこと。	ア. 会議録の作成と公開方法 【記録の作成方法】発言全文掲載 【作成対象】本会議、4つの常任委員会、常設の4つの特別委員会、予算等審査特別委員会とその分科会、決算審査特別委員会とその分科会(計19種類) 【インターネット公開】会議録作成対象すべて(検索機能あり) 【冊子作成】本会議、予算等審査特別委員会、決算審査特別委員会 【冊子の公開場所】議会事務局、市政資料室、市内の各市民部事務所・各市民センター・各図書館 イ. インターネットによる会議の生中継と録画中継の日数 【対象】本会議すべて ◇26年度 22日 ◇27年度 25日 ◇28年度 25日 ◇29年度 21日 【拡充】◇29年度より一部充実(マルチデバイス化) ウ. ケーブルテレビによる会議の生中継の日数 【対象】①本会議の一般質問(年間最大13日) ②本会議の新年度予算市長提案説明と会派代表質疑1日 ③予算等審査特別委員会の総括質疑(会派持ち時間制の質疑)4日間 ◇26年度 15日、◇27年度 18日、◇28年度 18日、◇29年度 16日 エ. 傍聴者の人数 ◇26年度 480人、◇27年度 720人、◇28年度 515人、◇29年度 213人 オ. 議場傍聴席へのモニター設置 【内容】29年3月29日から、J:COMによる生中継と、ネット生中継の映像を映し、傍聴者にわかりやすい環境を整備した。 カ. 政務活動費収支報告書を29年度分から HPで公開(30年度実施) 【内容】29年4月に「政務活動費の手引き」を作成し、29年度分からの政務活動費収支報告書をホームページで公開することになった。		C開かれた議会・透明性の確保	4	委員会のインターネット中継が実施できていない。また、ケーブルテレビ放映が一部の会議であり、全市を網羅していない(多摩テレビでの放映なし)点で、不足と考える。	4
	(4) 市政の課題について、研修及び調査研究活動を行うこと。	ア. 議員研修の回数と人数(東京都市議会議長会主催研修) ◇26 1回 22人 ◇27 1回 32人 ◇28 1回 34人 ◇29 1回 34人 イ. 新たな行政課題の調査研究を目的とした4つの特別委員会の設置 ◇26年度 条例施行時に活動していた特別委員会 ①ニュータウン対策 ②交通対策 ③中心市街地対策 ④復興支援・防災対策 ◇27年度 改選時に設置した特別委員会 ①都市づくり・ニュータウン対策 ②交通対策 ③復興支援・防災・危機管理対策 ④人口減少・高齢社会対策 ◇29年度 中間改選時に設置した特別委員会 ①都市づくり・ニュータウン対策 ②交通対策 ③復興支援・防災・危機管理対策 ④次世代支援・高齢社会対策 ウ. 委員会の行政視察回数(市外) ◇26年度19回 ◇27年度20回 ◇28年度20回 ◇29年度19回 エ. 委員会の現場視察回数(市内) ◇26年度5回 ◇27年度1回 ◇28年度3回 ◇29年度0回 オ. 委員と団体等との懇談会の実績(第11条3項 再掲) カ. 委員会主催の研修会の実績(第11条3項 再掲)		B市民意見の反映と政策立案	4	市政の課題等について、調査研究した内容は、報告書としてまとめるだけでなく、委員会や一般質問でも提案をしており、実際に施策に展開されている。 一方、今後も引き続き、幅を広げるなど調査研究を進める必要はあると考える。	3.7
	(5) 地方分権の進展に的確に対応し、継続的に議会改革を推進すること。	ア. 議会運営委員会で基本条例運用に関する検討を行った回数 ◇26年度13回 ◇27年 10回 ◇28年度11回 ◇29年度4回 イ. 会派代表者会で改革事項の検討を行った回数 ◇26年度11回 ◇27年 11回 ◇28年 8回 ◇29年 5回 ウ. 八王子市議会ICT検討会 ◇27年度6回 【内容】議会基本条例に定めた「市民にひらかれた議会」を実現するため、ICTの用について体系的に検討し答申した。 エ. 政務活動費に関する検討会 ◇27年度2回 ◇28年度9回 【内容】代表者会の下部組織として設置。「政務活動費の手引き」をまとめた。29年4月1日より適用。市議会 ホームページで公開。		D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営	4	ICT検討会の答申内容を具現化したり、政務活動費に関する検討会での「政務活動費の手引き」を作成するなど、現実に即した取り組みを積極的に実施している。 しかし、着手はしているものの、まだ議会改革について検証中の段階なので、道半ばであると考えている。	3

条文	議会基本条例施行(26.4.1)から平成29年度(12月末)までの取り組み		評価点			
	具体的な取り組み状況及び成果		評価項目 ※1	点数 ※2	内部評価結果の理由	有識者
第3条 議員の活動原則	1 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。		—	—	—	—
	(1) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握するように努めること。	ア. 議会報告会の開催回数(第4条1項1号 再掲) イ. 請願(第4条1項 再掲) ウ. 陳情の件数(第4条1項 再掲) 【陳情】議長が全議員に写しを配付することを第一義的な取扱とする。(26.5.26試行、28.2.23議運決定) 【受理件数】◇26年度 17件 ◇27年度 47件 ◇28年度 70件 ◇29年度 18件 エ. その他メール等で受付した市民の声 ◇26年度 54件 ◇27年度 88件 ◇28年度 77件 ◇29年度 15件	B市民意見の反映と政策立案	4	市民の意見を的確に把握しやすくするための仕組みを整え、推進しているが、運用面については改善の余地があると考えられる。	4
	(2) 法令を遵守し、自らの資質の向上に努め、政策立案及び評価能力向上のため調査研究活動を行うこと。	ア. 議員控室ネット環境整備 ◇27年度控室に無線LANを導入。 【内容】議員控室にネット環境を整備し、調査研究をしやすくした。 イ. 議員研修の回数と人数(東京都市議会議長会主催研修)(第2条第1項4号 再掲) ◇26年度 1回 22人 ◇27年度 1回 32人 ◇28年度 1回 34人 ◇29年度 1回 34人 ウ. 政務活動費(調査活動費) ◇26年度 13,168,297円 ◇27年度 12,503,184円 ◇28年度 11,966,907円 エ. 政務活動費(研修費) ◇26年度 2,463,742円 ◇27年度 1,960,295円 ◇28年度 2,952,513円	B市民意見の反映と政策立案	4	議員個人の行動については、評価しにくいところがある。 しかし、会派単位でも、随時研修や勉強会を実施するなど、資質向上に努め、市政の課題について調査研究活動を行っている。	3
	(3) 議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじ、積極的な発言を行うこと。	ア. 委員間討議の導入(第11条 再掲) イ. 意見書(議員提出議案)に対する質疑・討論の回数 ◇26年度 質疑 1回、討論 5回、◇27年度 質疑 9回、討論 12回 ◇28年度 質疑 1回、討論 3回、◇29年度 質疑 1回、討論 6回 ウ. 議員間の公平な発言時間と機会の確保 【特色】質疑時間の取り決めを行い「決定事項」とするにあたり、少数会派や会派に属さない議員に対する不利益が出ないように調整している。	B市民意見の反映と政策立案	4	議会運営の中で、公平を保ちながら、積極的な議論ができる環境整備に取り組んできた。 少数会派や会派に属さない議員に対する不利益が出ないように調整を行ってきたと考えられる。	4
(4) 市民福祉の増進を目指して活動すること。		—	—	—	—	
第4条 市民参加及び意見の把握	1 議会は、議会活動への市民参加の機会を広げ、市民の多様な意見を把握するため、必要に応じて次に掲げる手法を用いるものとする。		—	—	—	—
	(1) 議会の活動を市民へ報告し、意見を交換する機会を設けること。	ア. 議会報告会の実施 【内容】議会報告会の実施(26.9.10試行決定) 【実績】 ◇26.11.19 第1回議会報告会 <参加者>127名 <テーマ>中核市移行、基本条例策定 ◇27.11.11 第2回議会報告会 <参加者>145名 <テーマ>改選後の市議会の構成、4常任委員会審査報告、決算審査特別委員会 ◇28.11.23 第3回議会報告会 <参加者>110名 <テーマ>総務企画委員会「市制100周年」 都市環境委員会「都市緑化フェア」 ◇30.1.16 第4回議会報告会 <参加者>124名 <テーマ>文教経済委員会「MICE、いじめ」厚生委員会「ネウボラ、子どもの貧困、認知症」	B市民意見の反映と政策立案	3	議会報告会については試行錯誤を経ながら、年一度の開催が定着し、4回実施した。 しかし、十分に市民との意見交換ができる場になっているとはいえないと考える。	4.3
	(2) 市民による政策提案として、請願等を審査すること。	ア. 請願代表者の趣旨説明 【趣旨説明】請願代表者から、希望があった場合は、休憩して10分以内で説明を受ける。 その後委員が請願者に対して直接質疑ができる。(26.5.26試行、28.2.23議運決定) 【受理件数と結果】◇26年度2件(否決) ◇27年度2件(否決) ◇28年度1件(否決) ◇29年度2件(否決) 【趣旨説明の実績】◇26年度0回 ◇27年度1回 ◇28年度1回 ◇29年度2回 イ. 陳情の取扱 【陳情の取扱】議長が全議員に写しを配付することを第一義的な取扱とする。議員が請願と同様の取扱を希望する場合は、議運に諮り承認されれば本会議に上程される。(26.5.26試行、28.2.23議運決定) 【受理件数】◇26年度 17件 ◇27年度 47件 ◇28年度 70件 ◇29年度 18件 【上程件数】◇26年度 0件 ◇27年度 0件 ◇28年度 0件 ◇29年度 0件	B市民意見の反映と政策立案	5	請願等の審査はきちんと行われている。	4
	(3) パブリックコメント、アンケート調査等を実施すること。	ア. 市議会だよりのアンケート実施 【内容】都の電子申請サービスを利用したアンケートを実施し、市民意見を紙面に反映させる。 ◇26年度 0件 ◇27年度 9件 ◇28年度 3件 ◇29年度 0件 イ. パブリックコメント、アンケート調査の実施 ◇26～29年度 実績なし ※議会基本条例策定時にパブリックコメントを実施(25年度) ウ. 議会報告会におけるアンケートの実施 【内容】議会報告会で、テーマに関する質問のほか、その他自由に議会に対する意見や要望が述べられるアンケートを実施し、後日市議会HPで回答している。 ◇26年度 1回 ◇27年度 1回 ◇28年度 1回 ◇29年度 1回	B市民意見の反映と政策立案	4	必要に応じて適切に行われているが、市民から意見を聞く手法を増やす努力は今後も必要と考えられる。	3
(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めたこと。		—	—	—	—	

条文	議会基本条例施行(26.4.1)から平成29年度(12月末)までの取り組み		評価点			
	具体的な取り組み状況及び成果	評価項目 ※1	点数 ※2	内部評価結果の理由	有識者	
第5条 情報公開及び説明責任	1 議会は、市民に開かれた議会運営を目指し、議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすため、次に掲げる事項に取り組むものとする。	—	/	/	/	
	(1) 本会議並びに常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会(以下「委員会」という。)を原則公開すること。	ア. 会議の公開(傍聴) 自治法で定められた本会議のほか、4つの常任委員会、4つの特別委員会、予算等審査特別委員会及び分科会、決算審査特別委員会及び分科会、議会運営委員会 イ. インターネットによる会議の生中継と録画中継による公開(第2条1項3号 再掲) ウ. ケーブルテレビによる会議の生中継による公開(第2条1項3号 再掲) エ. 傍聴のための環境整備 【整備済み】 ◇傍聴用資料の配付と閲覧、◇定員を超えた傍聴者への音声聞き取り控え室の確保 ◇児童及び乳幼児の入室許可、◇車椅子席の確保、◇盲導犬の入室許可 ◇事前申し出による、手話、要約筆記者の配置 【拡充】 ◇28年度 傍聴人からの録音申し出(認める)(28.6.21決定)	C開かれた議会・透明性の確保	4	傍聴は、すべての会議において可能となっており、既に実施している。 しかし、インターネット中継は本会議のみであること、また、ケーブルテレビ放映は、本会議・委員会の一部だけであること、さらに、一部の地域では視聴できないことは、不十分なものとして課題と考えている。	4.3
	(2) 議会が保有する文書等を原則公開すること。	ア. 会議録の作成と公開方法(第2条1項3号 再掲) イ. 永年保存文書(昭和以前)の閲覧申し込み件数 【市民等】 ◇26年度 4件 ◇27年度 4件 ◇28年度 4件 ◇29年度 1件 【その他】 庁内の部署からの申請多数 ウ. 「政務活動費収支報告書」を平成29年度分からホームページで公開(30年度より実施)(第2条1項3号 再掲)	C開かれた議会・透明性の確保	5	議会に関する情報は、原則としてすべて公開されているため、条文の取り組みは満たしている。 しかし、公開方法等については、今後も検討すべき課題があるとの意見もあった。	3
(3) 議会広報、ホームページ等、多様な手法を用いて広報活動の充実に努めること。	◆市議会だよりに関する取り組み ア. 市議会だよりの発行部数及び配付場所 【内容】 年4回発行。全戸配付、市施設・市内駅構内・郵便局・信金・コンビニで配付。選挙権の18歳引き下げに伴い、市内の高校にも配付(27.11月～)。14年からはPDF版をホームページに掲載。 【発行】 ◇26年度 111.5万部 ◇27年度 111.9万部 ◇28年度 112.2万部 ◇29年度 112.4万部 イ. 点字版の発行 【内容】 議会だよりの主な掲載内容を点訳し、希望者に郵送により発行。(昭和57年4月～) 【発行】 ◇26年度 125部 ◇27年度 110部 ◇28年度 108部 ◇29年度 78部 ウ. 声の議会だより 【内容】 議会だよりの主な掲載内容を読み上げた音声をカセットテープやCD等に吹き込み、希望者に郵送により発送。(昭和56年4月～) 【発行】 ◇26年度 253部 ◇27年度 255部 ◇28年度 229部 ◇29年度 159部 エ. 読みやすくするための改善 【内容】 ◇29年度から ・予算及び決算議案に対する討論を会派別に掲載 ・文字を大きくし、1ページ当たりの文字数を減らす。 ・写真やイラストの増、タイトル表現や、余白、ホワイトスペースの工夫など オ. 表紙写真の応募件数 【内容】 市民に親しまれる市議会だよりを目指し、26年2月1日より市議会だよりの表紙写真を公募 ◇26年度 14件 ◇27年度 37件 ◇28年度 50件 ◇29年度 33件 カ. 表紙写真展を開催(最優秀作品も発表) 【内容】 ◇27年度 表紙写真パネル展を市内2カ所で約1カ月間開催 キ. 広報紙「議会だより」の愛称を公募 【内容】 ◇28年度 市制100周年を記念し、市議会だよりが市民にさらに親しまれるよう愛称を公募。「ひびき」に決定し、29年2月1日号より使用 ◇公募件数 22件 ----- ク. 議場コンサート出演者を公募 【内容】 ◇26年度 議場コンサート出演者の募集要領を作成 ケ. 議会報告会の発言記録と質問・アンケートに対する回答をインターネット公開(再掲) コ. 市制100周年議会記念誌の発行 【内容】 「100周年議会史検討委員会」 『市制施行100周年八王子市議会記念誌「市民と共に歩む」』 ◇27年度設置 ◇28年度4回 ◇29年度1回 10.1発行(2000部)、市議会ホームページに公開 サ. ホームページへのアクセス数 ◇26年度 19,972件 ◇27年度 23,037件 ◇28年度 35,373件 ◇29年度 30,965件 シ. 会議の周知(各定例会ごとに実施) 【内容】 ・広報はちおうじ、河川情報版、八王子駅南口情報掲示板、市役所市民ロビー情報掲示板への掲示、ポスターの掲示及びチラシの配付(市内23大学、市内55カ所(市民部事務所、市民センター、文化会館、社会教育施設等))	C開かれた議会・透明性の確保	5	現状で考えられる取り組みを、きめ細かく実施していると考えられる。	4.7	
(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めたこと。	—	/	/	/		
第6条 政策等の形成過程の説明要求	1 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができる。	ア. 長からの情報提供方法(26.8.25決定) 【実績】 ネット上で市民に公開しているものについては配付しない→議員控え室フロアのWi-Fi環境整備実施 イ. 会派ごとの事前説明 【内容】 会派ごとに事前の説明を受けている。 ◇新年度予算案 ◇予算と連動している実施計画(アクションプラン) ◇その他、基本計画中間見直し、都市計画マスタープラン等、大きな方向性を示すものについて ウ. 各常任委員会での計画策定段階における報告 【内容】 各常任委員会で、各種計画等の策定段階において報告を受けている。	C開かれた議会・透明性の確保	5	十分な説明を受けていると評価している。	— 資料から判断不可
	2 市長等は、前項の説明の求めに対し、速やかに対応するよう努めるものとする。	—	/	/	/	

条 文		議会基本条例施行(26.4.1)から平成29年度(12月末)までの取り組み		評 価 点			
		具体的な取り組み状況及び成果		評価項目 ※1	点数 ※2	内部評価結果の理由	有識者
第7条	質疑及び質問の方式	本会議及び委員会における質疑及び質問は、一問一答方式をはじめとした多様な形式をとることができる。	ア. 一問一答方式の実績 【内容】一般質問での一問一答方式導入決定(26.1.27試行決定、29.3.24本決定) 【実績】 <一括方式> <MIX方式> <一問一答方式> ◇26年度 26人(36.6%) 22人(30.9%) 23人(32.3%) ◇27年度 51人(56%) 19人(20.8%) 21人(23%) ◇28年度 40人(46.5%) 12人(13.9%) 34人(39.5%) ◇29年度 27人(43.5%) 11人(17.7%) 24人(38.7%)	D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営	4	質問方式について、多様な形式をとることで、テクニカルなことでも、段階的に掘り下げて質問ができることから、市民にもわかりやすい取り組みができていると考えている。	4.3
第8条	議決事件の拡大	議会の議決事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、別に条例で定めるもののほか、重要な計画等について、追加・拡大することができる。	ア. 議決事件の追加 24年以降、追加は行っていない。 ※平成24年整備済み 【参考】八王子市議会の議決すべき事件を定める条例(平成24年6月25日条例第32号)で基本構想を追加	A政策等の監視と評価	4	該当する案件はなかったと考えている。 議決事件の追加ができることは良いが、追加の際には慎重に対応すべきと考える。	— 評価保留
第9条	定例会の会期及び回数	1 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。		—			
		2 議長は、市長による専決処分が最小限になるような議会運営に努めるものとする。	ア. 地方自治法第179条第1項に基づく専決処分 【内容】緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないときに行われた長の専決。 ◇26年度 3件 ・国民健康保険条例の一部改正、 ・一般会計補正予算(第4号)、 ・給与及び公共料金特別会計補正予算(第1号) ◇27年度 0件 ◇28年度 3件 ・市税賦課徴収条例・都市計画税条例 ・国民健康保険条例の一部改正 ◇29年度 4件 ・市税賦課徴収条例・都市計画税条例・国民健康保険条例、 ・消防団員等公務災害補償条例の一部改正 【参考】地方自治法第180条第1項に基づく専決処分 【内容】議会の権限に属する軽易な事項で、議決により特に指定したもの。 ①100万円以下の損害賠償の決定(S39.3.25議決、18.12.15最終改正) ②100万以下の訴えの提起及び損害賠償(S39.3.25議決、18.12.15最終改正) ③契約金額の100分の10以下でかつ3,000万円を超えない、工事請負契約の変更 ◇26年度 損害賠償12件、契約変更4件、 ◇27年度 損害賠償 3件、契約変更2件 ◇28年度 損害賠償14件、契約変更0件、 ◇29年度 損害賠償10件、契約変更0件	A政策等の監視と評価	4	最小限になっていると評価する。 臨時会の開催を求めるような、事例がないことから、実行できていると判断できる。	4
		3 定例会の回数は、八王子市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年八王子市条例第26号)に定めるところによる。		—			
第10条	議会の運営	議会は、合議制の意思決定機関として公平で自由な議論を尽くせるよう、適切な運営に努めなければならない。	ア. 発言時間の取り決めがない質疑等のルール決定(28.6.3一部決定、29.3.29最終決定) 【内容】 ◆市長提出議案に関して(①付託議案に対する代表質疑、②即決議案に対する質疑) ◆一般質問の持ち時間(一問一答含む)再掲、 ◆議員提出議案に対する質疑(試行) ◆委員長報告に対する質疑、 ◆予特・決特での意見(討論) イ. 議員間の公平な発言時間と機会の確保(第3条1項3号 再掲) 【特色】質疑時間の取り決めを行い「決定事項」とするにあたり、少数会派や会派に属さない議員に対するの不利益が出ないように調整している。 ウ. 新教育長候補者による「所信表明演説」を市議会協議会で実施 ◇26年度(27年3月実施) ◇27年度(28年3月実施)	D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営	4	公平で自由な議論を尽くすため、適切な運営に努めることができていると考えられる。	3.7
第11条	委員会の運営	1 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を活かすよう適切な運営に努めなければならない。	ア. 新たな行政課題の調査研究を目的とした4つの特別委員会の設置(第2条1項4号 再掲) イ. 委員会の行政視察回数(市外)(第2条1項4号 再掲) ウ. 委員会の現場視察回数(市内)(第2条1項4号 再掲) エ. 委員と団体等との懇談会の実績(第11条3項 再掲) オ. 委員会主催の研修会の実績(第11条3項 再掲)	D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営	4	適切に運営できている。 特別委員会を設置する際には、現実にあったテーマを選定し運営している。 しかし、特別委員会の開催回数などに課題が残ると考えられる。	5
		2 委員会は、論点・争点を明確にするため、委員長の裁量により委員間討議の機会を設けることができる。	ア. 委員間討議導入と実績 【導入】26年2定から導入することを26.1.27試行決定、27.8.4本決定。 【実績】 ◇26年度 都市環境委員会(26.6.17) 第51号議案八王子市八王子駅周辺整備基金条例設定について ◇27年度 総務企画委員会(27.12.7) 第181号議案八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営	4	制度も導入されており、必要性があるときは自由に実施できていると考えている。 しかし、運用については再考の余地があるのではないかと意見があった。	4

条 文		議会基本条例施行(26.4.1)から平成29年度(12月末)までの取り組み		評 価 点			
		具体的な取り組み状況及び成果		評価項目 ※1	点数 ※2	内部評価結果の理由	有識者
第11条	委員会の運営	3 委員会は、市民及び議員が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的にを行うよう努めるものとする。	ア. 懇談会の実績 ◇26年度 7回 ◇27年度 16回 ◇28年度 20回 ◇29年度 15回 【内訳】 ◇26年度 厚生(民生児童委員協議会、社会福祉法人代表者会、私立保育園協会) 文教(学校図書館を育てる会、教育委員) 総務(大学コンソーシアム) 都市づくり(JKK) ◇27年度 厚生(社会福祉法人代表者会、私立保育園協会) 文教(学校図書館を育てる会) ◇28年度 厚生(民児協、医師会、障害者地域自立支援協議会、獣医師会、私立保育園協会) 総務(防災課) 文教(学校図書館を育てる会) 交通(小津町地域バス等運営委員会) 復興支援(防災課、福島子ども支援八王子、被災地派遣職員、社会福祉協議会) 人口減少(地域福祉推進拠点石川CSW) ◇29年度 厚生(私立保育園協会) イ. 研修会の実績 ◇26年度2回 ◇27年度 — ◇28年度 2回 ◇29年度 1回 【内容】 ◇26年度 ○交通対策特別委員会 (一財)地域公共交通総合研究所理事長・両備グループ代表兼CEO 小島光信 「地域公共交通の再生について」 ○交通対策特別委員会 八王子市地域公共交通活性化協議会 会長 鈴木文彦 「八王子市の地域公共交通について」 ◇27年度 — ◇28年度 ○都市づくり・ニュータウン対策特別委員会 保 清人「中心市街地における空き家を活用したまちづくり」 ○交通対策特別委員会 窪田達也(国交省 関東地方整備局)「自転車利用環境創出ガイドライン」 ◇29年度 ○次世代支援・高齢社会対策特別委員会 阿部彩「子どもの貧困」	B市民意見の反映と政策立案	4	専門分野に精通した団体との懇談会は実施しているが、個人とは実施していない。	4.7
		1 議員は、基本的政策・理念が一致する議員をもって構成し活動する団体(以下「会派」という。)を結成することができる。	ア. 会派の数 ◇26年度 5会派(諸派3人)、◇27年度 5会派(諸派2人) ◇28年度 5会派(諸派2人)、◇29年度 5会派(諸派2人)	D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営	5	会派制については適切に運営されている。	5
		2 会派は、政策立案等に資するための調査研究に努めるものとする。	ア. 会派の視察回数 ◇26年度 9回 ◇27年度 16回 ◇28年度 20回 ◇29年度 15回 イ. 政務活動費(調査活動費) (第3条1項2号 再掲) ウ. 政務活動費(研修費) (第3条1項2号 再掲) エ. 会派から市長への予算要望等の件数 ◇26年度 9回 ◇27年度 8回 ◇28年度 3回 ◇29年度 3回	D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営	5	会派単位で随時研修や、勉強会を実施するなど、調査研究を実施できている。	3.5
		3 議長は、必要があると認めるときは、円滑な議会運営のための協議・調整の場として会派の代表者からなる会議(「会派代表者会」という。)を、開催することができる。	ア. 会派代表者会の開催回数 ◇26年度 14回 ◇27年度 18回 ◇28年度 16回 ◇29年度 17回	D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営	5	代表者会は、必要に応じて頻繁に開催されている。	5
第12条	会派	4 前3項に定めるもののほか、会派に関し必要な事項は別に定める。	ア. 会派代表者会所管事例(八王子市議会先例集371) ① 市長提出の人事案件 ② 常任委員、議会運営委員、特別委員の割り振りについて ③ その他議会内の人事案件について ④ 意見書・決議等議員提出議案の調整について ⑤ 議会運営委員会で協議が調わない案件について ⑥ 議会費当初予算要求について ⑦ 100条委員会の設置について ⑧ 特定事件を調査、研究する特別委員会の設置について ⑨ 議員定数について ⑩ 選挙ポスター掲示場について ⑪ 当初予算及び関係議案並びに補正予算及び条例等の審議方法・その他新庁舎移転に伴う諸問題	D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営	4	八王子市議会先例集に必要な事項として定められている。	5
		1 政務活動費は、議員の調査研究の充実を図り、議会の審議、政策立案等の機能を強化するために活用することができる。	ア. 政務活動費の検討会の回数(27.12.10)(第2条1項4号) 【内容】 政務活動費の使途の一層の透明性を図るため、会派代表者会の下部組織として設置。検討会を立ち上げ基準を見直し、「政務活動費の手引き」を作成し、29年4月から運用開始した。 【検討会の実施回数】 ◇27年度 2回 ◇28年度 9回 イ. 政務活動費の「政務活動費収支報告書」を29年度分からホームページで公開 (第5条1項2号再掲) ウ. 政務活動費の会派別執行率 ◇全体 ◇26年度 91.0% ◇27年度 92.7% ◇28年度 92.1% 【内訳】 ◇新公政 ◇26年度 99.9% ◇27年度 99.9% ◇28年度 99.9% ◇公明党 ◇26年度 76.4% ◇27年度 75.7% ◇28年度 77.5% ◇市民ク ◇26年度 99.9% ◇27年度 98.7% ◇28年度 99.2% ◇共産党 ◇26年度 99.9% ◇27年度 99.7% ◇28年度 92.5% ◇ネ社自 ◇26年度 81.2% ◇27年度 97.3% ◇28年度 92.6% ◇諸派 ◇26年度 85.8% ◇27年度 83.8% ◇28年度 88.5% エ. 政務活動費(調査活動費) (第3条1項2号 再掲) オ. 政務活動費(研修費) (第3条1項2号 再掲)	B市民意見の反映と政策立案	4	新しい情報や、先進的な取り組みなど、八王子市政に貢献するための活用はできている。	— 資料から判断不可
		2 政務活動費の交付に必要な事項については、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年八王子市条例第15号)に定めるところによる。	—	—	—	—	—

条 文		議会基本条例施行(26.4.1)から平成29年度(12月末)までの取り組み		評 価 点			
		具体的な取り組み状況及び成果		評価項目 ※1	点数 ※2	内部評価結果の理由	有識者
第14条	議会事務局の体制整備	議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査等の機能の充実強化を図るよう努めるものとする。	ア. 人員体制 ◇局長1 庶務調査課8(課長1、主査2、主任5) 議事課8(課長1、主査2、主任4、主事1) 計17名(定数18名) イ. 職員だけの視察人数 ◇26年度 4名 ◇27年度 0名 ◇28年度 3名 ◇29年度 0名 ウ. 職員の実務研修参加人数 ◇26年度 18名 ◇27年度 15名 ◇28年度 19名 ◇29年度 21名	B市民意見の反映と政策立案	4	現状では、議会事務局には、政策法務に関する体制が整っていない。人員不足と考える。	— 評価保留
第15条	議会図書室の充実	議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。	ア. 議会図書室の図書購入額 ◇26年度 2,678,620円 【内訳】新聞(朝刊6紙、夕刊5紙、日刊2紙、週刊2紙)、月刊誌8誌、新規購入図書114冊 ◇27年度 2,619,562円 【内訳】新聞(朝刊6紙、夕刊5紙、日刊2紙、週刊2紙)、月刊誌8誌、新規購入図書98冊 ◇28年度 2,213,805円 【内訳】新聞(朝刊6紙、夕刊5紙、日刊2紙、週刊2紙)、月刊誌6誌、新規購入図書116冊 ◇29年度 415,183円 【内訳】新聞(朝刊6紙、夕刊5紙、日刊2紙、週刊2紙)、月刊誌7誌、新規購入図書92冊	B市民意見の反映と政策立案	5	充実している。	3.5
第16条	議員の政治倫理	1 議員は、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚して行動しなければならない。	※該当する案件はなかった		5	特段の事件は発生しておらず、問題ないと考える。	— 評価情報なし
		2 議員は、八王子市政治倫理条例(平成21年八王子市条例第3号)に定める事項を規範とし、遵守しなければならない。	※該当する案件はなかった		5	特段の事件は発生しておらず、問題ないと考える。	— 評価情報なし
第17条	議員定数	1 議員の定数は、八王子市議会議員定数条例(昭和37年八王子市条例第24号)に定めるところによる。	【参考】議員定数 ◇26年度 40名 ◇27年度 40名 ◇28年度 40名 ◇29年度 40名	—	/	/	/
		2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の多様な意見の市政への反映、市長等の事務執行の監視機能に考慮し、市民の意見を聴取した上で決定するものとする。		—	/	/	/
第18条	議員報酬	1 議員の報酬は、八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年八王子市条例第28号)に定めるところによる。	ア. 議員報酬 ◇26年度 議長 730,000円 副議長 660,000円 各委員長 610,000円 議員 590,000円 ◇27年度 議長 730,000円 副議長 660,000円 各委員長 610,000円 議員 590,000円 ◇28年度 議長 750,000円 副議長 680,000円 各委員長 630,000円 議員 610,000円 ◇29年度 議長 750,000円 副議長 680,000円 各委員長 630,000円 議員 610,000円	—	5	条例に従って適切に決定されているものと考えている。	5
		2 議員が提案する場合の議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の負託に応え得る議員活動に考慮し、市民の意見を聴取した上で決定するものとする。	※議員提案による条例改正はなかった 【参考】 特別職報酬等審議会からの答申内容(議員該当部分) ◇26年度 なし ◇27年度 議長・副議長・委員長・議員とも月額2万円の増額が適当 ◇28年度 議長・副議長・委員長・議員とも現行額を据え置くことが妥当 ◇29年度 議長・副議長・委員長・議員とも現行額を据え置くことが妥当	—	/	/	/
第19条	最高規範性	この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関係する他の条例、規則、告示等(以下「議会関係条例等」という。)を制定し、又は改廃する場合は、この条例に反してはならない。		—	/	/	/
第20条	見直し手続	1 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、市民や有識者等の意見を聴取した上で検証を行うものとする。	ア. 議会基本条例の検証 ◇26年度 H26.4.1 条例施行 ◇27年度 H27.12.11 検証の手法の方向性決定 ◇28年度 H28.2.23 検証の手法の再確認と引き継ぎ ◇29年度 H29.6.22 検証の時期、講師を決定 30.1.19 検証のための評価シートの作成 H30.2.16 検証のための評価会議	D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営	5	基本条例施行後4年を経て、内部評価・外部評価の突合せを公開制で実施することができた。	3
		2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会関係条例等の見直しが必要と認めた場合、適切な措置を講ずるものとする。		—	/	/	/
第21条	委任	この条例の施行について必要な事項は、別に定める。	ア. 各種会議における決定事項 ◇会派代表者会決定、議会運営委員会決定→「八王子市議会決定事項」 ◇政務活動費検討会決定→「政務活動費の手引き」	D継続的な議会改革とわかりやすい議会運営	5	実施している。	— 評価対象としてないもの
					147	点/170点満点	108
					86	点/100点満点	80